

新 城 市 議 会

総 務 消 防 委 員 会

平成24年6月19日（火曜日）

総務消防委員会

日時 平成24年6月19日（火曜日） 午前9時開会
場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

- 1 総務部、企画部、消防本部、教育委員会
第74号議案 「質疑・討論・採決」
第75号議案 「質疑・討論・採決」
第76号議案 「質疑・討論・採決」
第83号議案 「質疑・討論・採決」
第84号議案 「質疑・討論・採決」

出席委員（5名）

委員長	中西宏彰	副委員長	鈴木達雄
委員	丸山隆弘	滝川健司	菊地勝昭
議長	夏目勝吾		

欠席委員 なし

説明のために出席した者

総務部、企画部、消防本部の副課長職以上の職員

事務局出席者

議会事務局長 滝下一美 議事調査課長 村田道博 書記 伊藤千加

開 会 午前9時

○中西宏彰委員長 ただいまから総務消防委員会を開会します。

本日は、18日の本会議において本委員会に付託されました第74号議案から第76号議案まで、第83号議案及び第84号議案の5議案について審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

第74号議案 新城市税条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

滝川委員。

○滝川健司委員 本会議質疑となるべく重複しないようにお聞きしますけども、この法律の施行に関し必要な経過措置は政令で定めとなっておりますけど、その政令というのはまだ詳細がはっきりしていないということでしょうか。

○中西宏彰委員長 古市税務課長。

○古市隆宣税務課長 これにつきましては、先に議案説明のところでも説明させていただきましたけども、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律、この施行に伴いまして進めるものでございます。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 それはわかってるので、必要なことは経過措置は政令で定める、その政令というのが示されているのかどうかということをお聞きしたんですけども。まあ、わからなければいいです。

あと、これは市民税だけでなく県民税にも500円ということで、実際は1,000円の増税なんですけども、昨日の説明ですと、23年度から27年度の事業に充当できるというようなこと。今後のことをお聞きしちやまずいのかな。デジタル化ですとか、体育館の耐震化等に充

当できるという、それは23年度からやっている事業ですけども、今後27年度までにどういった事業を充当するような予定があるのか、そこまではまだ確定してないのか、その辺はわかりますか。

○中西宏彰委員長 竹下財政課長。

○竹下喜英財政課長 先日お話しさせていただきましたように、この法律に基づいて補助決定が今現在なされております消防救急無線デジタル化整備事業ですとか、新城小学校の屋内運動場の改築事業。それから、校舎の改修についてもこの法律に基づいた補助金というので23年度いただいております。

また、平成24年度につきましては、簡易水道への繰り出し、上水道への繰り出し、ともに給水管を整備するものでございますが、そちらのほうへの一般会計の持ち出しというのが特別に基準の中に組み入れられまして、今年度実施していくものが現在決まっております。これ以外につきましては、補助事業という形で今後補助が受けられる事業と、単独事業として市が行うべき事業について認められるということでございますが、単独事業については、防災拠点施設ですとか、非常用電源ですとか、拠点避難地、それから防災行政無線のデジタル化、これはもういただいているわけでございますが、そうした単独事業で行うものについて計画をつくって、実施することによって、単独事業として認められる、この事業の充当するものとして認められるということになっておりますので、今後必要な施策等がございましたら、計画を策定しまして、実施していきたいなというふうに思っております。

以上です。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第74号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第75号議案 新城市公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 理由が公益法人の認定を受けたことに伴うと言われる名称の変更だけの議案だと思わうんですけども、公益法人の認定を受けるまでの経緯と、認定を受けたことによって前の社団法人、あるいは財団法人の前に公益が付くことによって、どういういろいろなメリットと言えは何ですけど、違いがあるのか、その辺をお願いします。

○中西宏彰委員長 建部人事課長。

○建部圭一人事課長 この公益法人の制度改革につきましても、関連する三つの法律が平成20年12月1日に施行されておまして、25年の11月30日までに現在の社団法人、それから財団法人、これを公益法人に移行するか、一般社団、一般財団のままにするか、その手続きを25年の11月30日までにやらないと解散ということになります。もともとこの改正前のこの財団の関係は、いわゆる主管の省庁が法人の設立の関係と、その公益性の判断というのを一括して判断をして、許可をしていたんですけど、新しい制度になりまして、法人の設立と、それから公益性の判断というのを別のものにしてあります。したがって、一

般社団法人、一般財団法人というのは、登記のみで法人が設立できると。それに加えて公益社団法人、公益財団法人となりますと、その法人に公益性の判断があるかどうかということをもた別途基準を法律で定めまして、それを今回の三つの法人でいきますと、愛知県から認定を受けて、公益財団、公益社団法人にそれぞれなったということをごさいますて、メリットとしましては、やはり税制上の優遇措置がこの公益財団、公益社団になりますと出てくるということをごさいます。

以上でございます。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 今、税制上のということですけども、それは免税とかそういった意味での税制上の優遇ということなんでしょうか。当然、より公益性が求められるということは、そういう面では営利事業とは異なる部分が求められると思うんですけども、それに伴って税制上のというのは、免税というような意味でしょうか。

○中西宏彰委員長 建部人事課長。

○建部圭一人事課長 この公益法人に認定されたところにつきましては、収益事業をその法人がやった場合には、収益事業については課税対象になるんですが、それ以外については課税対象ではないと。それから、いろいろな寄附金の優遇の対象にもこういう公益法人に寄附金をした場合、優遇の措置が受けられるというふうになっております。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑は、ありませんか。

菊地委員。

○菊地勝昭委員 今これ、職員派遣に関するあれですが、今、新城市でそういう外郭団体とか、そういうところに何名ぐらい職員を派遣してるんですか。

○中西宏彰委員長 建部人事課長。

○建部圭一人事課長 条例上では、今、13の団体が職員を派遣することができる団体とし

て指定をされておりますが、現在は、社会福祉協議会のほうに3名、それから農林業公社新城のほうに1名ということで、この4月1日現在では4名の職員が派遣をされております。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第75号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第76号議案 新城市火災予防条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第76号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第83号議案 財産の取得を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

菊地委員。

○菊地勝昭委員 消防のほうのポンプ車やはしご車の今度取得ということですが、消防でもいろんな機材を使っていると思うんですが、その更新の目安になるような一つの決まりというものを持っているんですか。耐用年数が来たら更新するとか。いろんな機材があるもんですから、機材によって年数も変わるんじゃないかと思いますが、そういう一応指針のようなものがあるのか、ないのか。

○中西宏彰委員長 宮部消防署長。

○宮部憲蔵消防署長 お答えします。

消防車につきましては、15年でありまして、また、消防車の中でも2次出動するような車両については20年を使っております。また、公共救急車につきましては、10年または走行距離を20万キロというふうにしております。

○中西宏彰委員長 鈴木副委員長。

○鈴木達雄副委員長 3点ほど。

一つは、車両の説明ということなんですけど、特殊屈折はしご付ということで、特殊という部分、その辺の説明をちょっと伺いたいのが1点。

それから2番目で、いわゆる1億以上ということのでかなり高額なんですけど、後々のメンテナンスとか、車検であるとか、オーバーホールとか、そういった部分での維持管理経費、そういったものが特殊という部分でかなり高額になるのかどうかという、そのあたりの確認。

それから、はしご車というのはどちらかというと高いところに人が乗るということで、事故の可能性もあるわけですけど、車両の不備に関する事故等、この高額な金額の中でそういった保険的な部分がそちらのほうで考えられているのかどうか、その辺の3点伺いま

す。

○中西宏彰委員長 宮部消防署長。

○宮部憲蔵消防署長 まず1点目の特殊ということでもありますけども、今回、災害対応特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車という名称でありますけども、緊急消防援助隊のほうに登録申請をしまして、そちらのほうの登録ができるような形ということで、この緊急消防援助隊で用いている名前を使っております。今回は採用されなかったわけでもありますけども、そういった意味で、特殊という言葉を使っております。

また、メンテにつきましては、これまでもはしごの点検を年2回やっております、オーバーホールにつきましては8年ごとということ、自動車のメーカーのほうから推奨をされておまして、計画的に行っております。

あと、車両の不備でありますけども、通常1年間は、瑕疵担保期間といいますか、車両等の不備があっても無償で直していただけるというところがあります。

費用につきましては、メンテの費用ですね、オーバーホールの費用につきましては、2,500万ぐらいということで聞いております。

よろしくお願ひします。

○中西宏彰委員長 鈴木副委員長。

○鈴木達雄副委員長 もう一つ、3番目の保険という、いわゆる人身事故等そういった部分が車両に原因するような場合は、補償的な部分があるのかどうか。

○中西宏彰委員長 宮部消防署長。

○宮部憲蔵消防署長 保険につきましては、市有物件のほうに加入させていただいて、そちらのほうで賄うような形をとっております。

よろしくお願ひします。

○中西宏彰委員長 鈴木副委員長。

○鈴木達雄副委員長 特にメーカーとの契約の中ではないということですね。

○中西宏彰委員長 宮部消防署長。

○宮部憲蔵消防署長 特にはありません。

○鈴木達雄副委員長 わかりました。

○中西宏彰委員長 ほかに。

菊地委員。

○菊地勝昭委員 こういった更新をするわけですが、更新した古い車両の処分というのはどんなふうに行っているのですか。

○中西宏彰委員長 筒井消防総務課長。

○筒井篤史消防総務課長 古い車両につきましては、今現在売却というような形で、会計課ですとか契約検査課とも調整しながら、そういった方向で手続きを進めております。

○中西宏彰委員長 菊地委員。

○菊地勝昭委員 その売却は、スクラップにするための売却なのか、またどこかの日本以外の国へ輸出するとか、いろんな方法があると思うんですが、そこらあたりはどのような、スクラップが大体目的というようなことですか。

○中西宏彰委員長 筒井消防総務課長。

○筒井篤史消防総務課長 スクラップが目的ではなくて、再利用という形の中で、よその会社ですとか、企業ですとかそういうところに入札というような形の中で売却をしたいというふうに考えております。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

滝川委員。

○滝川健司委員 はしご車のほうですけども、規格地上高25メートルという仕様なんですけど、市内ですと市民病院ですとか、弁天住宅当たりが一番高層かなと思うんですけども、その最上階のベランダ、あるいは屋上までの距離というのがどのくらいかということと、25メートルというのは、斜めに伸ばすのか、真っすぐ上に伸ばすかによって、建物にどこまで接近できるかによって全然条件が変わってくると思うんですけど、その辺の25メートルというのは、一般的にはどの辺まで現場に近づいた25メートルなのか。真下へ行って真上へ

上げれば、当然、25メートルは理解できますけど、その辺はどういうふうになってますか。

○中西宏彰委員長 宮部消防署長。

○宮部憲蔵消防署長 25メートルというものでありますけども、通常8階までには、1階の高さを約3メートルぐらいと見込んでおまして、8階の弃天住宅、市民病院等にも設定できるというようなことで考えております。

角度でありますけども、通常、一番伸長したときが75度というような形で、75度にしたときに25メートルまで伸ばせるというような、一番安定した形です。それ以上は、真っすぐにはならないという…。

75度で25メートルの高さまでという形です。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 それで、例えば60度だと、転倒しちゃうとかそういう可能性はあるんですか。

○中西宏彰委員長 宮部消防署長。

○宮部憲蔵消防署長 伸びしろが25メートル、これを前に倒しますと、だんだんと伸びしろが伸びなくなるという形で安定を保って、今回のものはマイナス6メートルまで伸びるように、救助活動等で使えるような形をとっております。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 それではちょっと価格のことについてお聞きしますが、一台一台かなり高額、特にはしご車に限っては億を超えるような高額ですけども、一台一台オーダーメイドであると思うし、仕様、性能発注ですか、当初の予定価格、予算どりの設定はどのようにされて予算組み、あるいは予定価格の設定はどういった形で価格設定をされておるのか、その辺についてはいかがですか。

○中西宏彰委員長 筒井消防総務課長。

○筒井篤史消防総務課長 当初の設計価格につきましては、1億3,400万という形の中で設計を行っております。

○中西宏彰委員長 筒井消防総務課長。

○筒井篤史消防総務課長 設計につきましては、各種メーカーからの見積もりですとか、そういったものを取り寄せ、それで消防のほうで仕様のほうを作成しまして、それに基づいて設計書をつくり上げているというものでございます。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 メーカーから見積もりをとって、1億3,400万の設定をしたということで、その見積もりをとったメーカーというのは、入札のメンバーには入っていないということでしょうね。入札のメンバーからまさか見積もりをとって、それで入札をやっているということはないでしょうね。

○中西宏彰委員長 筒井消防総務課長。

○筒井篤史消防総務課長 入札のメーカー、入っているメーカーからも、当然、仕様ですので見積もり等は徴取してます。そのメーカーだけではございませんけども、ほかのメーカーからも徴取して、それに合わせてそこから価格というのをはじき出して、出しているということでございます。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 ということは、落札者もその当初の設計価格の見積もりに参加してますか。

○中西宏彰委員長 筒井消防総務課長。

○筒井篤史消防総務課長 落札者からも見積もりをとっております。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 見積もりをとった金額がそのまま設計価格ではないと思いますけども、そうすると、落札者はおおよその予定価格を知っているし、自分の都合のいい価格と言っただけとはいけないけど、もできちゃう可能性のある見積もりのとり方と、価格設定のやり方をしているということですか。

○中西宏彰委員長 筒井消防総務課長。

○筒井篤史消防総務課長 予定価格につきましては、一応入札の段階で決めるわけですね。

れども、今回につきましては、一応、設計価格がそのまま予定価格という形になっているということでございますので。だけど決して、メーカーから見積もりをとったからといって、こちらのほうで設計はあくまでもやっておりますので、金額等につきまして。そこで、メーカーのほうにその金額が漏れるというようなことは決してないということでやっておりますので、その辺は心配ないのではないかとこのように考えております。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 個人的に心配ないのではないかじゃなくて、そういう間違いのないやり方をしないと誤解を招きますよということを言っているんですけども。あくまで、設計価格イコール予定価格は、役所のほうで決めておるかもしれませんが、そのもとになる価格を入札業者、あるいは落札業者が提供しているということは、予定価格を知って入札に参加しておる。要するに逆に言うと、自分のところで予定価格を決めて、入札に参加しておるといふふうにとられかねませんので、その辺のやっぱり、当初の見積価格、価格設定の透明性や公平性は、もう少しきちんとした形で担保すべきだと思いますが、いかがですか。

○中西宏彰委員長 筒井消防総務課長。

○筒井篤史消防総務課長 委員のおっしゃるとおり、その辺につきまして、今後しっかりとやっていきたいと思っておりますし、それから見積価格につきましても、1社からとっているわけではありませんし、ほかの他社からも、メーカーからもとっているということで、その中から、いろいろ署内で検討しましてやっておりますので、その見積価格そのものが設計価格になっているというものではございませんので、その辺も透明性はしっかり持っていきたいと考えております。

○中西宏彰委員長 今泉消防長。

○今泉保和消防長 ご指摘のとおり、透明性

を保っているということは当然であります。消防車は特に特殊車両ということもありまして、製造メーカー等も限られております。その中で、仕様書をうちのほうで作成をして、当初予算の予算額を設定するわけですけども、今、ご指摘があったように、そういった不適切なことのないように今後気をつけてまいりたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 ぜひそうしていただきたい。おっしゃるとおり、特殊なものですからなかなか難しいとは思いますが、全国に消防本部はありますし、いろんなところがいろんな形で、こういった車両を入札等で調達しているんです。そういった他署とのちょっと情報交換等をもっと積極的にやられて、それが本当に適正価格かどうか、日本全国で談合をやられたらどうしようもないですけども、そういうことのないように情報交換も含めて、ちょっとそういった作業を厳格にお願いしたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○中西宏彰委員長 菊地委員。

○菊地勝昭委員 見積価格を何社かからとったと思うんですが、その中の開きというのはどのくらい、何%くらい、どのくらいの開きがあったんですか。

○中西宏彰委員長 消防総務課長。

○筒井篤史消防総務課長 見積価格につきまして、現在ちょっと資料をこちらで持ち合わせてませんので、その辺の開きがどのくらいあったのかというのは、ちょっとわからないということで、お願いいたします。

○中西宏彰委員長 菊地委員。

○菊地勝昭委員 ちょっと滝川委員も言われてましたが、メーカーが少ないということでどうしてもメーカー主導のような値段になってくる可能性が、こういうのが一番近いものだと思いますので、これからの入札とかそう

いうときには、そこらあたりをちょっとメーカーとの駆け引き、そこらあたりを慎重にやっしてほしいなということだけお願いします。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第83号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第84号議案 財産の取得を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「さっきの問いと一緒です」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第84号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の

審査はすべて終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

これをもちまして、総務消防委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉 会 午前9時29分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

総務消防委員会委員長 中西宏彰